

日本女子体育大学における内部質保証に関する基本方針

令和5年4月1日制定

1 内部質保証に関する基本的な考え方

日本女子体育大学（以下「本学」という。）の理念，教育目的及び各種方針の実現に向けて，教育・研究・社会貢献及び組織運営等について自ら点検・評価を行い，その評価結果をもとに行動計画を策定し，恒常的・継続的な改善・向上を推進する。また，点検・評価結果を公表し，大学運営の透明性を保証する。

2 内部質保証体制・教職員の取り組み

- (1) 本学の内部質保証の推進に責任を負う組織として，学長を委員長とする内部質保証委員会を置く。
- (2) 内部質保証委員会が全学的な観点から自己点検・評価を行うにあたりその具体的な業務を行うため，内部質保証委員会の下に，自己点検・評価委員会を置く。
- (3) 部局別の自己点検・評価を主体的に実施するため，学部で学部自己点検・評価委員会，大学院で大学院自己点検・評価委員会を置く。
- (4) 本学の自己点検・評価の妥当性・客観性を担保するため，学外の評価者により組織される外部評価委員会を置く。
- (5) 教職員は，FD・SD活動及び自己研鑽等を通じて，質の維持・向上に努める。

3 内部質保証を推進するための各種方針

- (1) 教育研究上の目的に基づく，卒業認定・学位授与に関する方針，教育課程の編成及び実施に関する方針並びに入学者の受入れに関する方針（三つのポリシー）を策定するための基本方針
- (2) 学修成果の評価に関する方針
- (3) 大学が求める教員像及び教員組織の編成に関する方針
- (4) 学生支援に関する方針
- (5) 大学スポーツの振興に関する方針
- (6) 教育研究等環境の整備に関する方針
- (7) 社会連携及び社会貢献に関する方針
- (8) 国際化に関する方針
- (9) 研究の推進に関する方針
- (10) 大学運営に関する方針
- (11) 目指す職員像及び大学職員育成に関する方針

4 検証と改善

- (1) 外部評価委員会は，内部質保証の推進体制の有効性及び適切性を定期的に検証する。
- (2) 内部質保証委員会は前号の検証結果に基づき，必要に応じて内部質保証の推進体制の改善を図る。

5 その他

この基本方針の改廃は，教授会の議を経て，学長が行う。